

令和2年1月 21 日
参考資料

県立学校パワーハラスメントに関する職員アンケート 結果（概要）について

パワーハラスメントのない働きやすい職場づくりに向けた取組を推進するため、全教職員を対象にアンケートを実施しました。その結果（概要）がまとまりましたので、お知らせします。

【回答期間】

令和元年 12 月 6 日（金曜日）～12 月 20 日（金曜日）

【回答者数】

5, 497人

【資料】

「県立学校パワーハラスメントに関する職員アンケート結果（概要）」（別添）

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局行政部教職員人事課
課長 塩田 電話 045-210-8133
県立学校人事グループ 諸星 電話 045-210-8141

県立学校パワーハラスメントに関する職員アンケート結果(概要)について

教育委員会教育局行政部教職員人事課
令和2年1月21日

【調査目的】

パワーハラスメントのない働きやすい職場づくりに向けた取組を推進するため、全職員を対象にアンケートを実施する。

【調査方法】

WEBアンケートシステムによる回答と紙回答の併用

【対象職員】

県立学校の常勤職員、再任用職員、臨時的任用職員、非常勤講師、非常勤職員

(調査対象外:総務室所管職員(事務、現業等)、部活動インストラクター等一部の特別職非常勤職員)

【回答期間】 令和元年12月6日(金)～12月20日(金) 計15日間

【回答者数】 5497人(うち紙回答は1174人)

※ 一部、未回答が存在するため、回答数が5497人に満たない場合があります。

【回答内訳】**性別**

男性	3,135	57.9%
女性	2,278	42.1%
計	5,413	100.0%

勤務先

高等学校・中等教育学校	4,124	75.5%
特別支援学校	1,337	24.5%
計	5,461	100.0%

職位

① 管理職	343	6.3%
② 総括教諭	439	8.0%
③ 教諭(※1)【正規】	2,873	52.5%
④ 教諭(※1)【臨時的任用】	601	11.0%
⑤ 実習指導員【正規】	75	1.4%
⑥ 実習指導員【臨時的任用】	61	1.1%
⑦ 上記①～⑥以外の職種(※2)【正規】	96	1.8%
⑧ 上記①～⑥以外の職種(※2)【臨時的任用】	71	1.3%
⑨ 非常勤講師・非常勤職員	915	16.6%
計	5,474	100.0%

(※1)「教諭」には、実習担当教諭・養護教諭・栄養教諭を含みます。

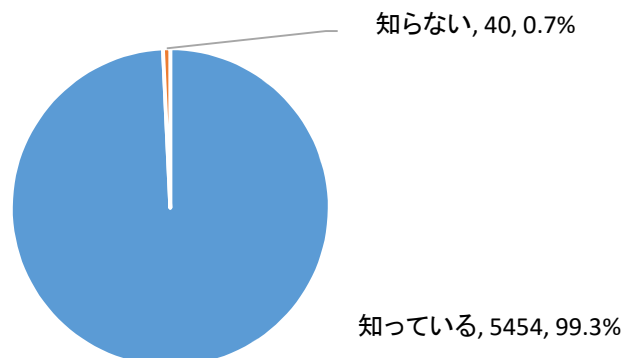
(※2)「栄養職員」「寄宿舍指導員」等は⑦または⑧に該当します。

年齢層

10代	5	0.1%
20代	999	18.3%
30代	1,130	20.7%
40代	703	12.9%
50代	1,577	28.9%
60代以上	1,048	19.2%
計	5,462	100.0%

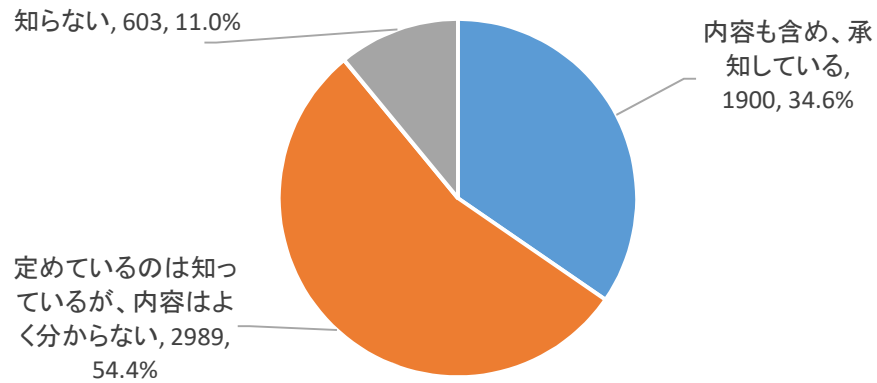
パワーハラスメントという言葉の認知度について

パワーハラスメントという言葉を知っていますか。



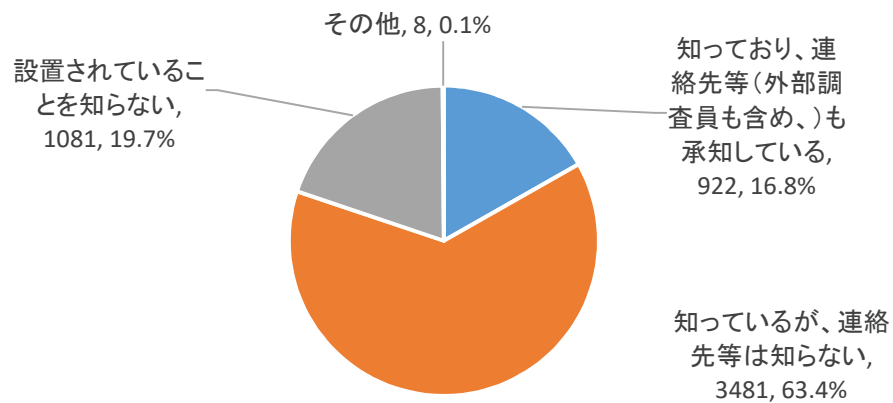
「パワーハラスメントの防止等に関する指針」の認知度について

県教委で、「パワーハラスメントの防止等に関する指針」を定めているのを知っていますか。



県の相談窓口の認知度について

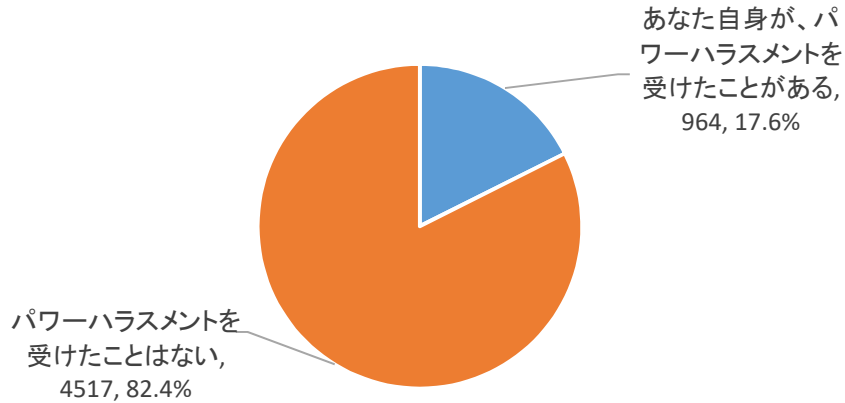
パワーハラスメントの相談窓口が設置されているのを知っていますか。



- その他
・知っているが、役に立たないだろうと思っている。

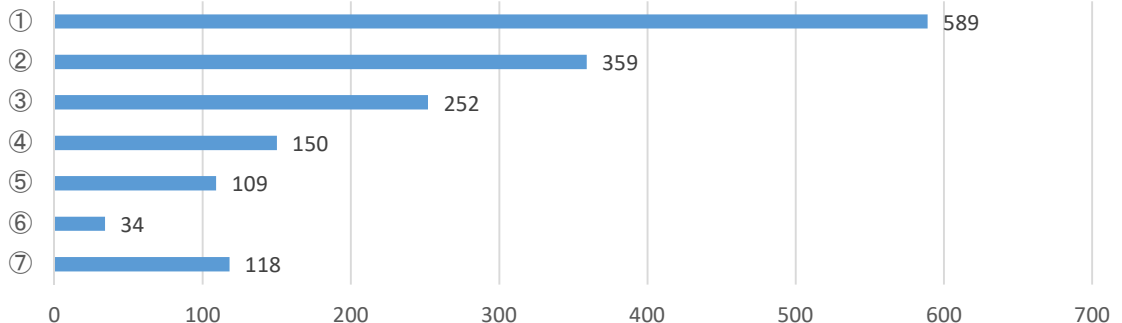
パワーハラスメントの被害について(自身)

あなたは、この平成27年度以降にパワーハラスメントを受けたと感じたことはありますか。



被害の内容について(自身)

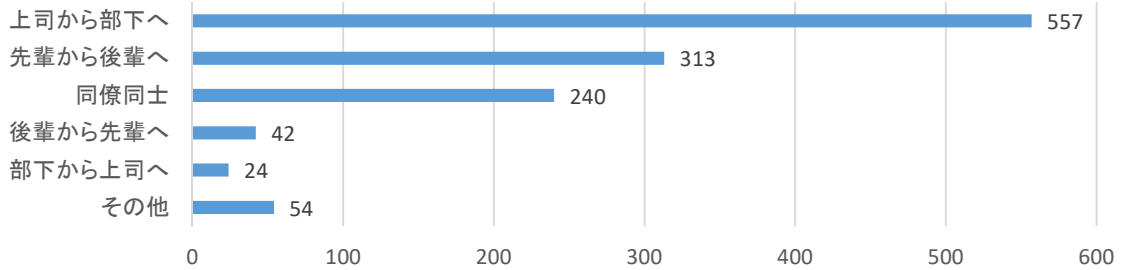
あなたが受けたパワーハラスメントは以下の6つのタイプのどれに該当するかお答えください。(複数選択可)



- ① 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ② 業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ⑦ その他
 - ・威圧的な言動
 - ・年休を取得することに対する強い非難など

加害者との関係について(自身)

パワーハラスメントについて、行為をした人とあなたとの関係として当てはまる者を全て教えてください。(複数選択可)

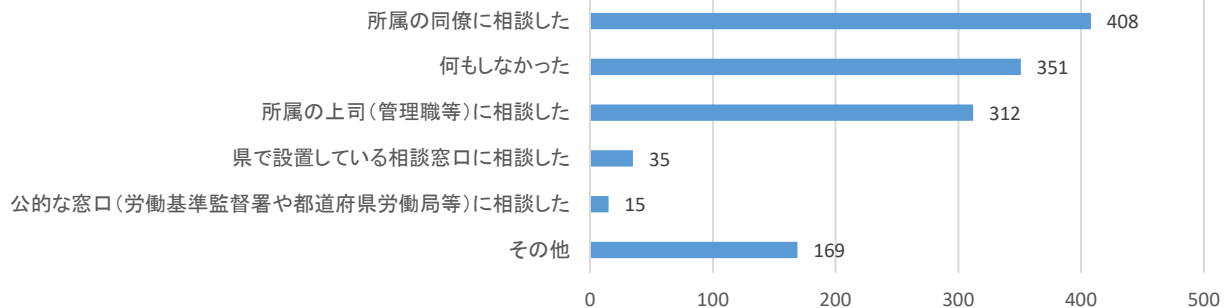


その他

- ・正規職員から、非正規職員である臨時的任用職員、非常勤講師へ
- ・職種の異なる職員から
- など

とった行動について(自身)

パワーハラスメントを受けて、どのような行動をしましたか。(複数選択可)

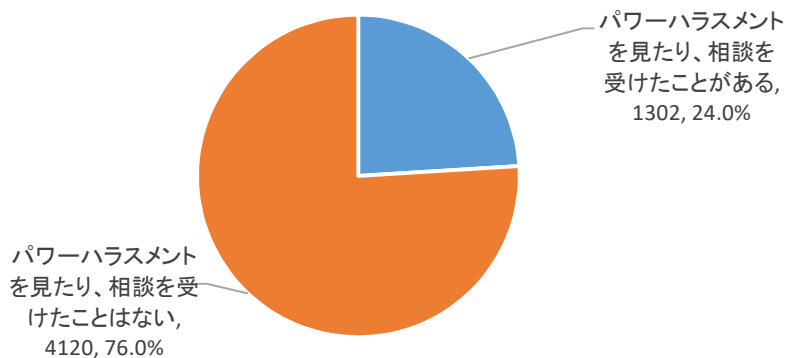


その他

- ・家族に相談した
- ・所属以外の元同僚に相談した
- ・労働組合に相談した
- ・医療機関に相談した
- ・本人に注意した
- など

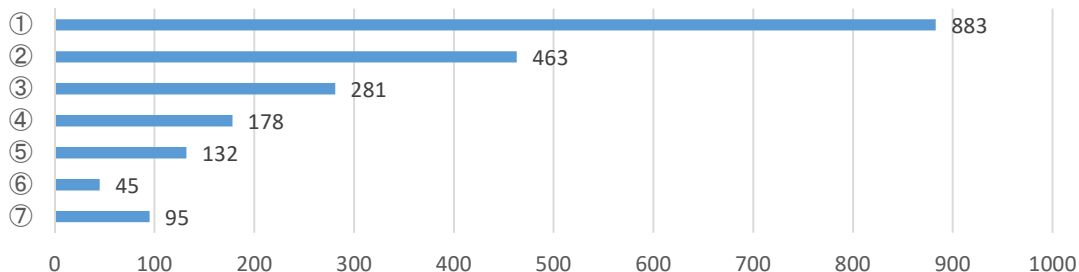
パワーハラスメントの被害について(自身以外)

あなたは、平成27年度以降にあなた以外の方がパワーハラスメントを受けているのを見たり、他の人から相談を受けたりしたことはありますか。



被害の内容について(自身以外)

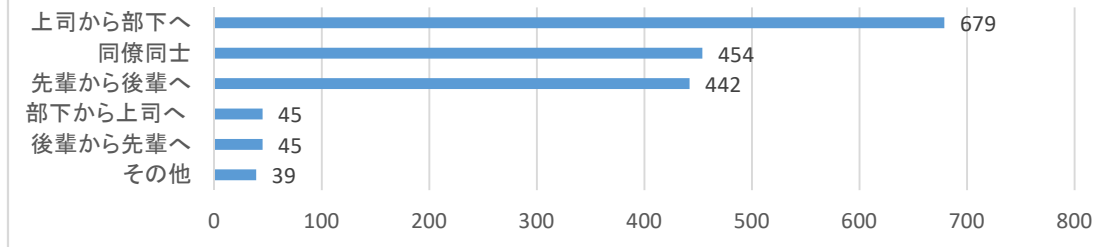
あなたが見たり、相談を受けたパワーハラスメントは以下の6つのタイプのどれに当てはまるか教えてください。(複数選択可)



- ① 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ② 業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ⑦ その他
・威圧的な言動
など

加害者との関係について(自身以外)

あなたが見たり、相談を受けたパワーハラスメントについて、パワーハラスメントをした人と被害者の関係として当てはまるものを教えてください。(複数選択可)

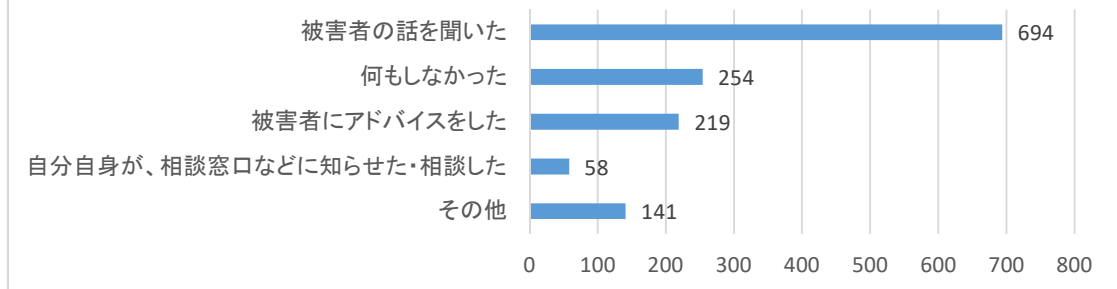


その他

- ・正規職員から、非正規職員である臨時的任用職員、非常勤講師へ
 - ・職種が異なる職員から
- など

とった行動について(自身以外)

パワーハラスメントを見たり、相談を受けたりした後、あなたはどのような行動をしましたか。

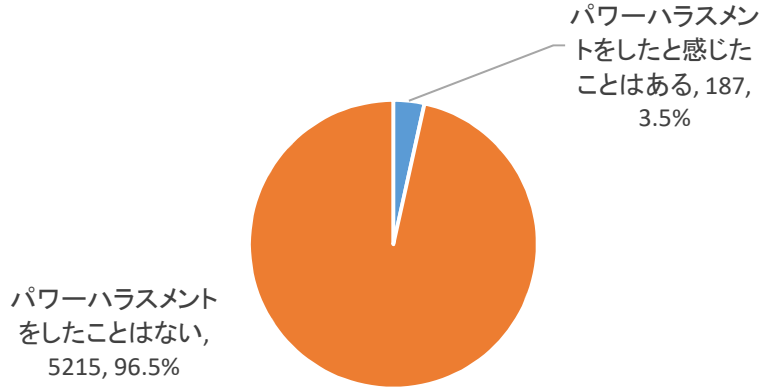


その他

- ・管理職に報告し、対応を求めた
 - ・加害者をいさめた
 - ・被害者を慰めた
 - ・他の同僚と今後の対応について相談した
 - ・労働組合に相談した
- など

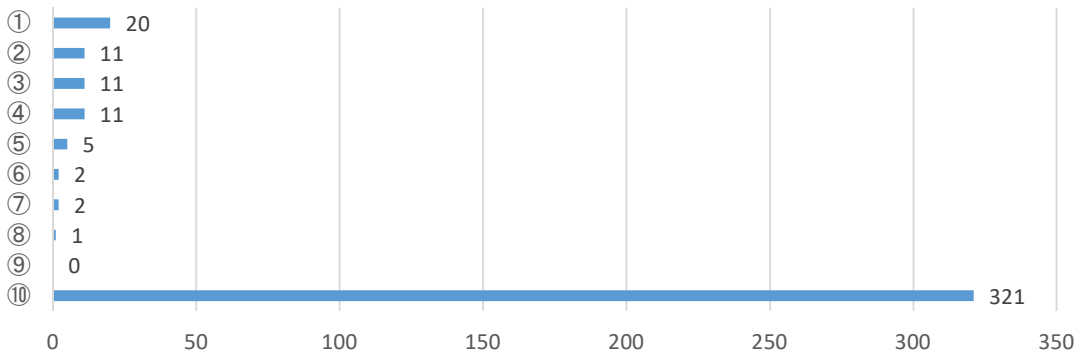
加害者としての自覚について

あなたは、平成27年度以降に部下、同僚、上司などにパワーハラスメントをしたかもしれない、と感じる言動をしたことはありますか。



管理職の行動について

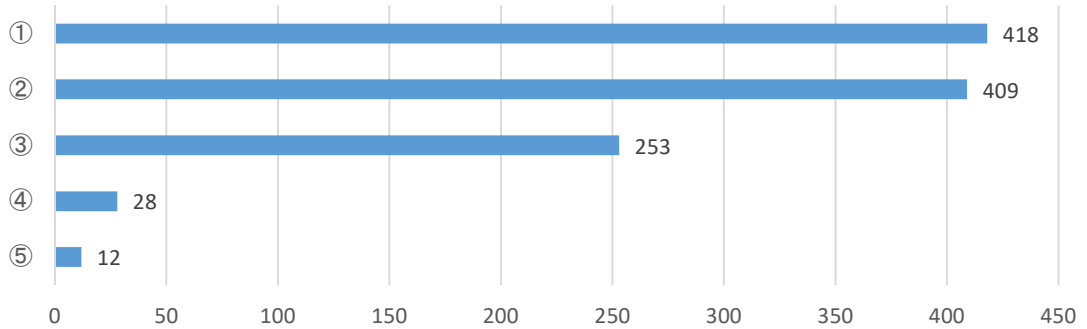
管理職の方にのみ聞きます。平成27年度以降(平成27年度以降に管理職になった方は、管理職になってから、)を振り返ったときに、部下や業務を指導している者に対して、したことがあるものをすべてお答えください。(複数選択可)



- ① 部下のミスについて、「何をやっている！」など強い調子で叱責する
- ② 業務の相談をしているときに、パソコンに向かったままで、視線を合わせない
- ③ ささいなミスについて、しつこく指導する
- ④ 他の職員または児童・生徒がいる前で、声を荒げて指導する
- ⑤ 書類を投げるなどして、修正を命ずる
- ⑥ 明らかに、期限に間に合わないと分かっている、資料の作成を命じる
- ⑦ 理由なく、一人だけ、本来業務から疎外したり、打合せから外す
- ⑧ 仕事を進める上で必要な情報を故意に与えない
- ⑨ 能力に見合わない程度の低い業務を継続的に命じる
- ⑩ 上記に当てはまるものはない(①～⑨のような、パワーハラスメントに該当する行為をそもそも行っていない)

管理職の意識について

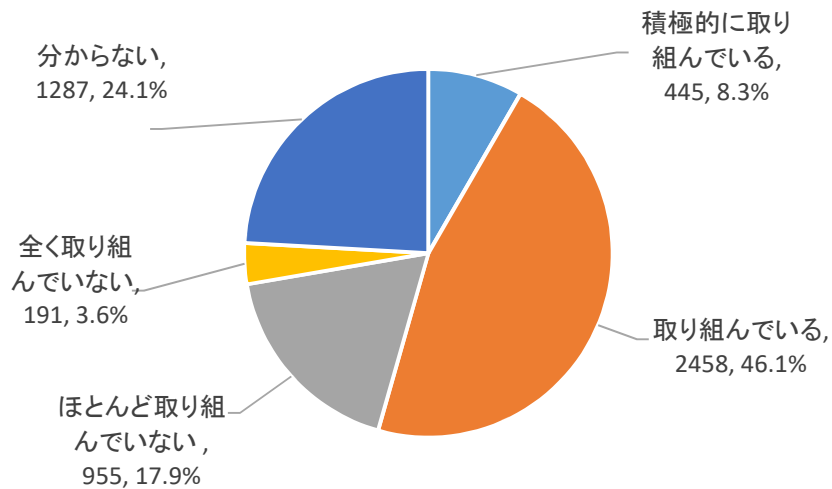
管理職の方のみ聞きます。パワーハラスメントに関して、あなたご自身が普段から気を付けたり、気にしていることはありますか。
(複数選択可)



- ① あなた自身が、パワーハラスメントと言われるようなことをしないように、注意している
- ② 部下、同僚の気持ちを傷つけないように、言い方や態度に注意している
- ③ あなたの部下が、パワーハラスメントと言われるようなことをしないように、注意している
- ④ 特にない
- ⑤ その他
 - ・職員にできるだけ声掛けを行い、コミュニケーションを取ることを心がけている
 - ・パワーハラスメントと感ずることがあったら、遠慮しないで言ってきてほしいと、日頃から言っている
 - ・指導が必要な場合は、管理職が必ず複数で対応するなど

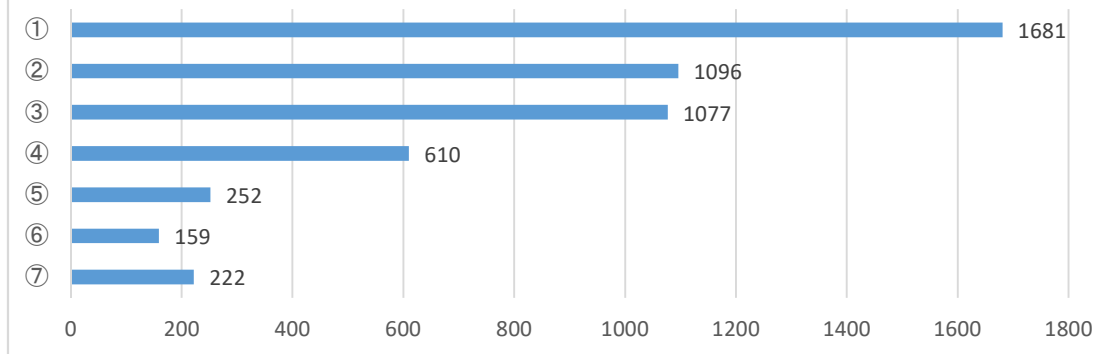
県教委の取組について

あなたは、パワーハラスメントに対する予防・解決への県教委の取組について、どのように考えていますか。



県教委に求める取組について

今後、県教委でパワーハラスメント予防・解決のための取組として、実施してもらいたい事項を選択してください。



- ① パワーハラスメントに対する処分の明確化
- ② 定期的な実態把握などのアンケート調査
- ③ 相談窓口の周知
- ④ 研修の実施
- ⑤ 「パワーハラスメントを起こさせない。」という教育長のメッセージ、意思表示
- ⑥ パワーハラスメント防止・予防のポスター等掲示
- ⑦ その他
 - ・パワーハラスメントに該当する言動を明確にするとともに、パワーハラスメントの具体例を周知すること
 - ・パワーハラスメントの当事者や第三者が相談しやすくするなど、相談窓口を機能するように改善すること
 - ・多忙化を解消し、風通しの良い職場環境をつくること
 - ・精神的な余裕を持てる職場にすること
 - ・適正な人員配置（パワーハラスメントを行わない管理職の人選、パワーハラスメント加害者の異動）など

県立学校パワーハラスメントの実態調査 調査票

回答期間

令和元年 12 月 6 日（金）～12 月 20 日（金）

【設問 1】 学校種を選択してください。

- ①高等学校・中等教育学校 ②特別支援学校

【設問 2】 役職を選択してください。

- ①管理職 ②総括教諭
③教諭（※1）【正規】 ④教諭（※1）【臨時的任用】
⑤実習指導員【正規】 ⑥実習指導員【臨時的任用】
⑦上記①～⑥以外の職種（※2）【正規】
⑧上記①～⑥以外の職種（※2）【臨時的任用】
⑨非常勤講師・非常勤職員

（※1）「教諭」には、実習担当教諭・養護教諭・栄養教諭を含みます。

（※2）「栄養職員」「寄宿舎指導員」等は⑦または⑧を選択してください。

【設問 3】 年齢層を選択してください。（基準日は R2.3.31 現在）

- ①10 代、②20 代、③30 代、④40 代、⑤50 代、⑥60 代以上

【設問 4】 性別を選択してください。

- ① 男性、②女性

【設問 5】（必須回答）パワーハラスメントという言葉を知っていますか。

- ①知っている
② 知らない

【設問 6】（必須回答）県教委で、「パワーハラスメントの防止等に関する指針」を定めているのを知っていますか。

- ①内容も含め、承知している
②定めているのは知っているが、内容はよく分からない
③知らない

【設問 7】（必須回答）パワーハラスメントの相談窓口が設置されているのを知っていますか。

- ①知っており、連絡先等（外部調査員も含め、）も承知している
②知っているが、連絡先等は知らない
③設置されていることを知らない
④その他

「その他」を回答した方は、具体的な内容を記載してください。

○ パワーハラスメントの状況等について、伺います。

この調査ではパワーハラスメントを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されること」としています。上司から部下に対して行われる行為だけでなく、先輩と後輩、同僚同士などの間において、地位や経験や人数など様々な優位性を背景に行われる行為を含んでいます。

また、業務上必要な注意や指導は含まず、業務上不要又は過剰で適正でないと思われる範囲で行われたものがパワーハラスメントになります。御回答に当たって参考にしてください。

【設問 8】(必須回答) あなたは、この平成 27 年度以降にパワーハラスメントを受けたと感じたことはありますか。

- ① あなた自身が、パワーハラスメントを受けたことがある
- ② パワーハラスメントを受けたことはない

【設問 9】あなたが受けたパワーハラスメントは以下の 6 つのタイプのどれに該当するかお答えください。(複数選択可)

- ① 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)
- ⑦ その他

「その他」を回答した方は、具体的な内容を記載してください。

【設問 10】設問 9 で回答いただいたパワーハラスメントの具体的な内容についてお答えください。(自由記載)

【設問 11】設問 9 で回答いただいたパワーハラスメントについて、行為をした人とあなたとの関係として当てはまる者を全て教えてください。(複数選択可)

- ① 上司から部下へ
- ② 先輩から後輩へ
- ③ 同僚同士
- ④ 部下から上司へ
- ⑤ 後輩から先輩へ
- ⑥ その他

「その他」を回答した方は、具体的な内容を記載してください。

【設問 12】設問 9 で回答いただいたパワーハラスメントを受けて、どのような行動をしましたか。(複数選択可)

- ① 所属の上司(管理職等)に相談した
- ② 所属の同僚に相談した
- ③ 県で設置している相談窓口(労働相談センター)に相談した
- ④ 公的な窓口(労働基準監督署や都道府県労働局等)に相談した
- ⑤ その他

「その他」を回答した方は、具体的な内容を記載してください。

- ⑥ 何もしなかった

【設問 13】(必須回答) あなたは、平成 27 年度以降にあなた以外の方がパワーハラスメントを受けているのを見たり、他の人から相談を受けたりしたことはありますか。

- ① パワーハラスメントを見たり、相談を受けたことがある
- ② パワーハラスメントを見たり、相談を受けたことはない

【設問 14】 あなたが見たり、相談を受けたパワーハラスメントは以下の 6 つのタイプのどれに当てはまるか教えてください。(複数選択可)

- ① 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)
- ⑦ その他

「その他」を回答した方は、具体的な内容を記載してください。

【設問 15】 設問 14 で回答いただいた、あなたが見たり、相談を受けたパワーハラスメントは、具体的にどのようなものでしたか。(自由記載)

【設問 16】 設問 14 で回答いただいた、あなたが見たり、相談を受けたパワーハラスメントについて、パワーハラスメントをした人と被害者の関係として当てはまるものを教えてください。(複数選択可)

- ① 上司から部下へ
- ② 先輩から後輩へ
- ③ 同僚同士
- ④ 部下から上司へ
- ⑤ 後輩から先輩へ
- ⑥ その他

「その他」を回答した方は、具体的な内容を記載してください。

【設問 17】 設問 14 で回答をいただいたパワーハラスメントを見たり、相談を受けたりした後、あなたはどのような行動をしましたか。

- ① 被害者の話を聞いた
- ② 被害者にアドバイスをした
- ③ 自分自身が、相談窓口などに知らせた・相談した
- ④ その他

「その他」を回答した方は、具体的な内容を記載してください。

- ⑤ 何もなかった

【設問 18】(必須回答) あなたは、平成 27 年度以降に部下、同僚、上司などにパワーハラスメントをしたかもしれない、と感じる言動をしたことはありますか。

- ① パワーハラスメントをしたと感じたことはある
- ② パワーハラスメントをしたことはない

【設問 19】(必須回答) 管理職の方のみ聞きます。平成 27 年度以降(平成 27 年度以降に管理職になった方は、管理職になってから、)を振り返ったときに、部下や業務を指導している者に対して、したことがあるものをすべてお答えください。(複数選択可)

- ① 部下のミスについて、「何をやっている！」など強い調子で叱責する
- ② 書類を投げるなどして、修正を命ずる
- ③ 他の職員または児童・生徒がいる前で、声を荒げて指導する
- ④ ささいなミスについて、しつこく指導する
- ⑤ 理由なく、一人だけ、本来業務から疎外したり、打合せから外す
- ⑥ 業務の相談をしているときに、パソコンに向かったままで、視線を合わせない
- ⑦ 明らかに、期限に間に合わないと分かっている、資料の作成を命じる
- ⑧ 仕事を進める上で必要な情報を故意に与えない
- ⑨ 能力に見合わない程度の低い業務を継続的に命じる
- ⑩ 上記に当てはまるものはない

【設問 20】(必須回答) 管理職の方のみ聞きます。パワーハラスメントに関して、あなたご自身が普段から気を付けたり、気にしていることはありますか。(複数選択可)

- ① あなた自身が、パワーハラスメントと言われるようなことをしないように、注意している
- ② あなたの部下が、パワーハラスメントと言われるようなことをしないように、注意している
- ③ 部下、同僚の気持ちを傷つけないように、言い方や態度に注意している
- ④ その他
「その他」を回答した方は、具体的な内容を記載してください。
- ⑤ 特になし

【設問 21】(必須回答) あなたは、パワーハラスメントに対する予防・解決への県教委の取組について、どのように考えていますか。

- ① 積極的に取り組んでいる
- ② 取り組んでいる
- ③ ほとんど取り組んでいない
- ④ 全く取り組んでいない
- ⑤ 分からない

【設問 22】 今後、県教委でパワーハラスメント予防・解決のための取組として、実施してもらいたい事項を選択してください。

- ① 「パワーハラスメントを起こさせない。」という教育長のメッセージ、意思表示
- ② パワーハラスメントに対する処分の明確化
- ③ 定期的な実態把握などのアンケート調査
- ④ 研修の実施
- ⑤ パワーハラスメント防止・予防のポスター等掲示
- ⑥ 相談窓口の周知
- ⑦ その他

「その他」を回答した方は、具体的な内容を記載してください。

【設問 23】 その他、御意見等があれば、記入してください。

この調査は、匿名での調査を行っています。パワーハラスメントの被害を受けている方、パワーハラスメントを見たり、相談を受けている方が「パワーハラスメントの防止等に関する指針」に基づき、良好な職場環境を回復するための措置を求める場合には、下記の設問にお答え願います。(以下のお答えは任意です。)

なお、下記の設問の回答内容については、調査集計担当者限りとし、本人の同意がない限り、回答者名等の個人名や所属名が行為者や職場の同僚等に伝わることはなく、回答内容を理由にあなた自身が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

【設問 24】 所属名・氏名を記入してください。(任意)

【設問 25】 設問 8～10、13～15 に関して、相手方の名前、どのような対応を求めたいか等、御自由に記入してください。(任意)

【設問 26】 その他、追加で御意見等があれば、記入してください。(任意)

以上で調査終了です。ありがとうございました。